

平成20年6月18日

都道府県後期高齢者医療主管課（部）
指定都市後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

} 御中

厚生労働省保険局給務課
高齢者医療企画室

「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」に係る取扱いについて

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の施行につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

長寿医療制度については、この4月1日に施行されたところですが、制度の施行状況等を検証し、制度の円滑な運営を図るため、6月12日、政府・与党において、「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」（以下「見直し方針」という。）がとりまとめられたところです。

今回の見直しは、所得の低い方への更なる負担軽減を図るとともに、制度を利用しやすくすることにより、制度の定着を図ることを目的としたものですが、見直しに当たっては、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）等のご意見を踏まえ、

- ① 保険料の軽減措置については、できる限り還付を発生させることのないよう、平成20年度においては、軽減割合を8.5割としたこと
- ② 申請による個別減免の方法は極力とらず、原則として、標準システムによる対応により、職権で保険料軽減を行うこととしたこと
- ③ 年金からの保険料徴収について、口座振替により確実に収納が見込める者に対してのみ普通徴収に切り替えることとしたこと

など、広域連合及び市町村における円滑な事務遂行及び利用者の負担軽減に配慮したものであります。

各広域連合及び市町村におかれましては、本年4月から施行された制度の着実な実施のため、多大なご尽力をいただいている中で、新たなご苦勞をおかけすることとなりますが、今回の見直し方針の趣旨及び内容についてご理解いただくとともに、その円滑な実施に向けてご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

つきましては、地方自治体においてご協力いただくべき点について、下記のとおり情報提供します。

なお、保険料の軽減に係る事項については、国において必要な予算措置を講じることとしていますが、詳細については、おってご連絡します。

また、この取扱いについては、今後、変更等があり得るので、その際は、必要に応じてご連絡させていただきます。

都道府県後期高齢者医療主管課（部）におかれては、貴管内の市町村への周知をお願いいたします。

記

1. 保険料の軽減について

これについては、見直し方針において、以下のとおりとされたところである。

1. 保険料の軽減対策

- (1) 所得の低い方への配慮として、7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯について、9割軽減とする。
- (2) 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には年金収入210万円程度まで）について、所得割額を50%程度軽減する。
- (3) これらの措置を講じてもなお保険料を支払えない事情がある方については、個別の減免も含め、市区町村におけるきめ細かな相談体制を整備する。
- (4) これらの措置は、平成21年度から実施し、今年度においては、経過的な軽減対策を講ずる。
- (5) 以上の予算措置については、システム改修経費等の取扱いや概算要求基準との関係を含め、政府・与党の責任において適切に対処する。

(1) 平成20年度においては、経過的な軽減対策として、

- ① 7割軽減世帯を一律8.5割の軽減措置とする。
- ② 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方）については、原則一律50%軽減とすることとしている。

この経過的な軽減対策のうち、②については、各広域連合の実情において実施の可否を判断していただくものであるが、被保険者の負担軽減に資するものであり、標準システムでの対応を可能としたことから、できる限り実施していただくようお願いする。

実施に当たっては、条例改正、特別徴収の中止等の手続が必要となることから、各広域連合におかれては、条例改正参考例（別紙1）を参考として、別紙2のスケジュールに沿って、条例改正の準備を進められたい。また、標準システムの改修内容については別紙3のとおりである。

なお、システム開発期間が短期間であり開発が間に合わないこと、プログラムミス・運

用ミスなど施行時と同様のトラブルが生じる懸念があること、市町村に負担が生じることなどから、受付処理に係る市町村システムの改修を不要とするため、保険料情報インターフェースに係る①及び②の軽減対象者の更正事由コードを、既存の「63；所得の変更」と設定することとしたものである。

したがって、軽減対象者の保険料額変更決定通知書の決定理由が「所得の変更による変更」と出力されるため、説明用のチラシ（例文はおってご連絡させていただく）を同封し、平成20年度の保険料特別軽減措置による変更である旨の説明をすることとしているので、対応をお願いしたい。

(2) 平成21年度においては、

- ① 7割軽減世帯のうち、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得がない）の世帯について9割軽減とする。
- ② 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方）については、50%程度（所得に応じて軽減率を変えることも検討）軽減する。

こととしており、法令上・予算の扱いや地方自治体において準備していただく必要のあること等の具体的な内容などについては、おってご連絡させていただく。

(3) これらの措置を講じてもなお保険料を支払えない事情がある者に対しては、条例に基づく個別減免を行うことも含め、市町村において、きめ細かな相談などを実施していただきたい。このため、今年度中の広報や市町村窓口端末の増設、相談スペースの整備等については特別調整交付金により全額補助することを検討しており、具体的方法等がまとまり次第、早急にご連絡するので、市町村の相談体制の整備について特段の配慮をお願いしたい。

2. 普通徴収の対象者の拡大

これについては、見直し方針において、以下のとおりとされたところである。

2. 年金からの保険料徴収については、以下の場合、申し出により普通徴収ができることとする。

- ① 国保の保険料を確実に納付していた者（本人）が口座振替により納付する場合
- ② 連帯納付義務者（世帯主又は配偶者）がいる者（年金収入が180万円未満の者）でその口座振替により納付する場合

(注) 65歳から74歳の国保に加入する世帯主の年金からの保険料徴収についても同様の扱いとする。

このため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第23条に新たに第3号として、市町村が認める者（別紙4参照）について当該取扱いを可能とする政令改正を、7月上旬の公布・施行を目処に準備を進めているところである。

この規定に基づき、10月から普通徴収とすることとする者がいた場合には、8月上旬までに市町村への申請等の手続をする必要があることから、市町村におかれては、速やかに周知を図るなど、必要な対応を行われたい。

なお、具体的な事務の取扱いについては、おってご連絡させていただく。

3. 診療報酬について

これについては、見直し方針において、「診療報酬における終末期相談支援料については、当面凍結することを含め、取扱いについて中医協で議論を行い、速やかに必要な措置をとるとともに、検証する。後期高齢者診療料についても、中医協で速やかに具体的な検証作業に着手する。」こととされたところである。

これについては、具体的な方針が決定次第、その取扱いについてご連絡させていただく。

4. 広域連合と市町村の役割と責任分担について

これについては、見直し方針において、「制度についての広域連合及び市区町村の果たすべき役割と責任分担を明確に規定する。さらに、国、都道府県、広域連合、市区町村を通じて一層の広報活動を行うとともに、特に保険料に関する相談対応について、市区町村の役割を明確にする。」こととされたところである。

このため、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）に新たに広報及び保険料にかかる相談に関する規定を追加する省令改正を、7月上旬の公布・施行を目途に準備を進めているところである。

市町村においては、既に一定の広報・相談活動を行っていただいているものと承知しているが、個々の被保険者の保険料等の相談活動についての市町村への期待が強いことから、改めてその役割を明確化するものである。1の（3）で国が支援する予定の広報経費や相談窓口端末を活用しながら、これまで以上に積極的かつ丁寧な広報・相談活動を実施していただきたい。

5. 長寿医療制度との関連で自治体独自の医療費助成事業や人間ドック費用への助成事業の在り方について

これについては、見直し方針において、「長寿医療制度との関連で自治体独自の医療費助成事業や人間ドック費用への助成事業の在り方について、様々な指摘がある。これらの事業は、自治体独自の事業であることから、それぞれの自治体において、その実情も勘案しつつ、高齢者の方々に対する十分な情報提供や理解を得るための取組みを含め適切な対応

を求める。また、広域連合や市区町村の創意工夫による健康増進への取組みを促進する。」こととされたところである。

障害者への医療費助成事業は、自治体独自の事業であり、上記の趣旨を踏まえて適切な対応をお願いしたい。なお、別途、通知の発出を予定していることを申し添える。

また、人間ドック費用の助成事業についても、自治体独自の事業であり、各自治体において住民の方の意見を十分に聞いて、今後の健康増進事業の実施メニューのあり方をご検討頂きたい。

なお、広域連合や市町村の創意工夫による健康増進への取組の促進については、国が財政支援を行う予定である。

6. 各種事務事業の実施に当たって

これについては、見直し方針において、「本制度に基づく各種事務事業の実施に当たっては、分かりやすい説明、見やすい印字などに心がけるべきであり、例えば、保険証の切替え時期には、印字を大きく変更するなど高齢者の方々に十分配慮すべきである。」こととされたところである。

広域連合におかれては、次の被保険者証の一斉切替え時期などに向けて、被保険者証の印字を大きくするなど必要な措置を講じられたい。

7. 資格証明書の運用に当たって

これについては、見直し方針において、「資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。それ以外の方々に対しては、従前通りの運用とし、その方針を徹底する。」こととされたところである。

資格証明書は、特別な事情がある場合には交付しないこととされており、この「相当な収入」についても、各地域における生活様式や物価差による生活水準の差などを考慮する必要があり、国として一律の基準を示す予定はないが、市町村単位で判断基準が大きく乖離しないよう、広域連合ごとに、統一的な運用基準を設けていただく必要があると考えている。

市町村において、納付相談等により被保険者と接触する機会を通じて、個々の事例ごとに把握に努めた上で、広域連合と市町村の連携のもと、各広域連合の基準に照らし、適切に運用されたい。

8. 今後、与党においてさらに検討すべき課題について

以下の点については、見直し方針において、今後、与党においてさらに検討すべき課題とされたところである。

- (1) 上記以外にも、保険料軽減判定を個人単位で行うことや保険料の年金からの徴収の対象要件（年金額18万円以上）の引上げ等についても指摘があったが、他制度への波及も含めて引き続き検討する。
- (2) 70歳から7歳の医療費自己負担増（1割→2割）及び被用者保険の被扶養者の保険料負担についての平成21年4月以後の扱いについて、引き続き検討する。
- (3) 都道府県の関与の在り方について検討する。

何県（都、道、府）後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（参考例）

（暫定版）

目次

第一章 この後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療（第一条）

第二章 被保険者（第二条）

第三章 後期高齢者医療給付（第三条・第四条）

第四章 保健事業（第五条・第六条）

第五章 保険料（第七条～第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条～第三十三条）

附則

第一章 この後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療

(この後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療)

第一条 この後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第二章 被保険者

(被保険者とししない者)

第二条 次の各号に掲げる者は被保険者とししない。

(一)

第三章 後期高齢者医療給付

(葬祭費)

第三条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、何円を支給する。

(葬祭の給付)

第四条※ 被保険者の死亡に関しては、次の各号に掲げる葬祭の給付を行う。

一 葬祭具の支給

二 火葬（埋葬）

三 前各号に掲げるもののほか葬儀の執行に必要なものの支給

【※第四条については、広域連合によっては不要。】

第四章 保健事業

（保健事業）

第五条 この広域連合は、被保険者の健康の保持増進【、被保険者の療養環境の向上、後期高齢者医療給付及び被保険者の療養のための費用にかかる資金の貸し付け等】のために次に掲げる事業を行う。

一 健康診査

（二）

第六条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第五章 保険料

（保険料の賦課額）

第七条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第百四条第二

項の規定により被保険者（同項ただし書の厚生労働大臣が定める基準に該当する地域として別表第〇に定める地域【規則に定める地域】に住所を有する被保険者（以下「特定地域被保険者」という。）を除く。以下この条から第九条までにおいて同じ。）に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第九十九条第二項に規定する被保険者（以下「被扶養者であつた被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であつた被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

（保険料の所得割額）

第八条 前条の所得割額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。）第七条第一項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で

除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文、次条から第十二条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第十五条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号。以下「施行規則」という。）第八十三条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

一 第十七条第三号に規定する所得割総額から施行規則第八十四条で定めるところにより算定した当該所得割総額に係る特定期間（法第一百六条第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の特定地域被保険者に対して課された所得割額の合計額の合計額の見込額を控除した額

二 被保険者（被扶養者であつた被保険者を除く。）につき施行規則第八十五条で定めるところにより算定した当該特定期間における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第九項中雑損失の金額に係る部分の規定を適

用しないものとして算定する。

3 第一項の所得割率に小数点以下第四位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(保険料の被保険者均等割額)

第九条 第七条の被保険者均等割額は、第十七条第三号に規定する被保険者均等割総額から施行規則第八十六条で定めるところにより算定した当該特定期間における各年度の特定地域被保険者に対して課される被保険者均等割額の合計額の合計額の見込額を控除した額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の均等割額に一円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第十条 所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域(別表第〇に定める地域【規則に定める地域】を除く。)にわたって均一とする。

(所得割率)

第十一条 平成〇〇年度及び平成〇〇年度の所得割率は、何とする。

(均等割額)

第十二条 平成〇〇年度及び平成〇〇年度の均等割額は、何円とする。

(所得割率及び均等割額の告示)

(第十一条 広域連合長は、所得割率及び均等割額を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

)

(特定地域被保険者に対して課する保険料の賦課額)

第十三条※1 法第四百四条第二項ただし書の規定により特定地域被保険者に対して課する保険料の賦課額は、

特定地域被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であつ

た被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であつた被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

2 前項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に特定地域所得割率を乗じて得た額とする。

3 前項の特定地域所得割率は、地域の実情その他の事情を勘案して施行規則第八十七条により算定した率とする。ただし、当該率は、所得割率の百分の五十を下回らない範囲内とする。

4 前項の特定地域所得割率に小数点以下第四位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

5 第一項の被保険者均等割額は、地域の実情その他の事情を勘案して施行規則第八十八条により算定した額とする。ただし、第七条の被保険者均等割額の百分の五十を下回らない範囲内とする。

6 前項の被保険者均等割額に一円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(特定地域被保険者に係る特定地域所得割率及び均等割額)

第十四条※1 平成〇〇年度及び平成〇〇年度の特定地域被保険者に係る特定地域所得割率及び均等割額は別表第〇に定める値とする。

【※1 第十三条及び第十四条については、広域連合によつては不要。】

(保険料の賦課限度額)

第十五条 第七条及び第十三条の賦課額は、五十万円を超えることができない。

(賦課期日)

第十六条 保険料の賦課期日は、四月一日とする。

(保険料の賦課総額)

第十七条 特定期間における各年度の法第百四条第二項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額

(第十九条又は第二十条に規定する基準に従い第七条から第十二条まで及び第十五条又は第十三条から第十五条までの規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

一 賦課総額は、特定期間における各年度のイに掲げる合計額の見込額からロに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第七十条第三項(法第七十四条第十項、第七十五条第七項及び第七十六条第六項において準用する場合を含む。)及び第七十八条第七項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第七十条第四項(法第七十四条第十項、法第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。))の規定による委託に要する費用を含む。)の額、財政安定化基金拠出金及び法第一百七十七条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第一百六条第二項第一号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の

額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

ロ 法第九十三条、第九十六条及び第九十八条の規定による負担金、法第九十五条の規定による調整交付金、法第一百条の規定による後期高齢者交付金、法第一百七十七条第一項の規定による交付金、法第二百二条及び第二百三条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額

二 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の割合として施行規則第八十九条で定める基準に従い算定される率とする。

三 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第九十条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があつた場合)

第十八条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもつて行う。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第十九条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

一 当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。)現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得(令第十八条第四項第一号に規定する他の所得と

区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に十分の七を乗じて得た額

二 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数に二十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額

三 当該年度の賦課期日において、前二号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に三十五万円を乗じて得た金

額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に十分の二を乗じて得た額

四 各号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第三項から第五項までの規定を適用せず、また、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとして計算する

2 前項の規定により算定した額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額）

第二十条 被扶養者であった被保険者（前条第一号、第二号及び第四号までの規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第五十二条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、この広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額を控除した額とする。

2 前項の規定により算定した額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(保険料の額の通知)

第二十一条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、すみやかに、これを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があつたときも、同様とする。

(徴収猶予)

第二十二条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者（法第八十二条第二項及び第三項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、六箇月以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

一 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入

院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、広域連合長に提出しなければならぬ。

一 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所

二 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

三 徴収猶予を必要とする理由

3 第一項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその

旨をこの広域連合の長に申告しなければならない。

(保険料の減免)

第二十三条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

一 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、普通徴収の方法により

保険料を徴収されている者については納期限前七日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の七日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

一 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所

二 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

三 減免を必要とする理由

3 第一項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第二十四条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、四月十五日まで（保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から十五日以内）に、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要

と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第三百十七條の二第一項の申告書が市町村長に提出されている場合又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りではない。

（普通徴収の際の保険料賦課の特例）【※2 暫定賦課をする場合に規定】

第二十五条 保険料の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する市町村が定める納期において当該市町村が徴収すべき保険料に限り、被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（広域連合長が必要と認める場合においては、広域連合長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として賦課する。

（保険料の納付）

第二十六条 保険料は、第七条から前条までの規定に基づき当該市町村に住所を有する被保険者に対して賦課

した保険料の額を当該被保険者から市町村が徴収し、その徴収した額をこの広域連合に納付するものとする。

(市町村が徴収すべき保険料の額)

第二十七条 市町村は、当該市町村に住所を有する被保険者及び法第五十五条の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

2 賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割をもつて行う。

3 賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割りをもつて行う。ただし、当該市町村に住所を有しなくなった日に他の市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割をもつて行う。

(延滞金の納付)

第二十八条 延滞金は、被保険者から保険料を徴収する市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を

この広域連合に納付するものとする。

第六章 罰則

第二十九条 この広域連合は、被保険者が法第五十四条第一項の規定による届出しないうとき（同条第二項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

第三十条 この広域連合は、法第五十四条第四項又は第五項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、十万円以下の過料を科する。

第三十一条 この広域連合は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が正当な理由がなく法第三百三十七条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する。

第三十二条 この広域連合は、偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第

四章の規定による徴収金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

第三十三条 前四条の過料の額は、情状により、この広域連合の長が定める。

2 前四条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して十日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(平成二十年度から平成二十五年度までの間における保険料の算定の特例)

第二条 平成二十年度から平成二十五年度までの間における保険料の算定について、第十条の規定の適用については、「地域」とあるのは「地域及び別表第△に定める市町村」と、第十七条第一項第一号口の規定の適用については、同号口中「収入」とあるのは「収入（法附則第十四条第二項の規定による繰入金を除く。）」と読み替えるものとする。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第三条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であつて前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額(年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第十九条第一項第一号から第三号までの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額)」と、第十九条第一項第二号及び第三号中「同条第二項」とあるのは「地方税法第三百十四条の二第二項」とする。

(普通徴収の保険料賦課の特例についての読み替え)

第四条 平成二十年度において、普通徴収の保険料の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、第二十五条の規定を準用する。この場合において、「前年度の保険料の額」とあるのは、「平成二十年度の保険料の見込額」と読み替えるものとする。

(法附則第十四条第一項の市町村に係る保険料の賦課の特例)

第五条※3 法附則第十四条第一項に規定する条例で定める期間は、六年とする。

(法附則第十四条第一項の市町村に係る保険料の賦課の特例)

第六条※3 この広域連合が法附則第十四条第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する市町村として別表第△に定める市町村(以下この条において「特定市町村」という。)の区域内に住所を有する被保険者(特定地域被保険者を除く。以下この条において「特定市町村区域内被保険者」という。)に対して課する保険料の賦課額は、第七条から第十二条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 当該保険料の賦課額は、特定市町村区域内被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であつた被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であつた被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

二 前号の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に特定市町村所得割率を乗じて得た額とする。

三 前号の特定市町村所得割率は、地域の実情その他の事情を勘案して施行規則附則第二十二条で定める方法により算定した率とする。ただし、所得割率に、当該特定市町村に係る給付費比率に一から給付費比率

を控除した率に経過的調整率を乗じて得た率を加えた率を乗じて得た率を下回らないものとする。

四 前号の給付費比率は、被保険者一人当たりの法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額（以下この号において「療養の給付等に要する費用の額」という。）に対する特定市町村区域内被保険者一人当たりの療養の給付等に要する費用の額の割合に相当するものとして法附則第十四条第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準との整合性に配慮して施行規則附則第二十三条で定めるところにより算定した率とする。

五 第三号の経過的調整率は、次のイからハまでに掲げる年度の区分に応じ、当該イからハまでに定める率とする。

イ 平成二十年度及び平成二十一年度 六分の三

ロ 平成二十二年度及び平成二十三年度 六分の四

ハ 平成二十四年度及び平成二十五年度 六分の五

六 第一号の被保険者均等割額は、地域の実情その他の事情を勘案して施行規則附則第二十四条で定める方法により算定した額とする。ただし、第七条の被保険者均等割額に、当該特定市町村に係る第三号の給付

費比率に一から当該給付費比率を控除した率に前号イからハまでに掲げる区分に応じ、同号イからハまでに定める第三号の経過的調整率を乗じて得た率を加えた率を乗じて得た額を下回らないものとする。

七 平成〇〇年度及び平成〇〇年度の特定市町村区域内被保険者に対して課する保険料の所得割率及び均等割額は別表△に定める値とする。

八 第一号の賦課額は、五十万円を超えることができない。

(平成二十年度及び平成二十一年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第七条 平成二十年度及び平成二十一年度における保険料の賦課総額の算定について第十七条の規定を適用する場合においては、同条中「第十九条又は第二十条」とあるのは、「第十九条若しくは第二十条又は附則第八条、附則第十条若しくは附則第十一条」とする。

(平成二十年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第八条 平成二十年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第十九条及び第二十条の規定にかかわらず、この広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に二十分の十九を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成二十年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第十九条及び第二十条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額から当該被保険者均等割額を六で除して得た額に六から平成二十年十月から平成二十一年三月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被扶養者であつた被保険者が資格を取得した日の属する月を含み、当該被扶養者であつた被保険者が資格を喪失した日の属する月を除く。）を控除した数を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、平成二十年十月三十一日までの間に資格を喪失した被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、零円とする。

3 前二項の規定により算定した額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（平成二十年度における市町村が徴収すべき保険料の額の特例）

第九条 平成二十年度において、市町村が徴収すべき被扶養者であつた被保険者に係る保険料の額について、第二十七条の規定を適用する場合には、同条第二項中「属する月」とあるのは、「属する月（当該月が平成二十年九月以前の場合は、平成二十年十月とする。）」と、同条第三項中「算定は、」とあるのは「算定は、平成二十年十月から」と、「ときは、」とあるのは「ときは、平成二十年十月から」とする。

(平成二十年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第十条 平成二十年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が五十八万円以下の被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に二分の一を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第一項に規定する被保険者が、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者であり、かつ、前二項の規定により算定した額から当該被保険者に係る保険料の仮徴収額を減じて得た額がある場合については、この差額を免除する。【広域連合によつては不要】

(平成二十年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例)

第十一条 平成二十年度において、第十九条第一号に規定する被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、同号の規定にかかわらず、この広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に二十分の十七を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第一項に規定する被保険者が、特別徴収の方法により保険料を徴収される者であり、かつ、前二項の規定により算定した額から当該被保険者に係る保険料の仮徴収額を減じて得た額がある場合については、この差額を免除する。【広域連合によつては不要】

【※3 本条については、広域連合によつては不要。】

〔別表第〇〕

地域名		〇〇地域		△△地域		××地域	
所得割率及び均等割額		所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
〇.〇〇〇〇				△.△△△△	△円	×.××××	×円

〔別表第△〕

市町村名		○○町		△△村		××市	
所得割率及び均等割額		所得割率		均等割率		所得割率	
×.○○○○○		○.△△△△△		○円		△.×××××	
		×円		△円			

長寿医療制度 特別対策施行スケジュール

主体	業務名称	平成20年 7月 上段(予定)・下段(進捗状況)																																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
広域連合	賦課関連 確定賦課	→																																			
	保険料情報送付(市区町村へ)	→																																			
	賦課決定通知書発送	→																																			
	変更(減額)賦課																																				
	賦課変更決定通知書発送																																				
	例規関連 広域連合条例改正	→																																			
	規則・要綱整備	→																																			
	システム関連 システム改修	← 準備																																			
	広報関連 広報	←																																			
	市区町村	徴収関連 納入通知書発送	←																																		
特別徴収開始依頼																																					
特別徴収中止依頼																																					
広報関連 広報		←																																			
システム関連 システム改修(標準システム)	← テスト・マニュアル作成 現地テスト(受け入れ先があれば)																																				

変更情報の提供

本番

データ連携
7~8.5割
所得割軽減

インストール・現地テスト

軽減対象者向け広報

1/2割定等 対象者確定 ●

軽減対象者向け広報

エンハンス版提供

プログラム修正2【特別調整交付金用統計等】

長寿医療制度 特別対策施行スケジュール

主体	業務名称	平成20年 8月 上段(予定)・下段(進捗状況)																																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
広域連合	賦課関連 確定賦課																																	
	保険料情報送付(市区町村へ)	←	→																															
	賦課決定通知書発送																																	
	変更(減額)賦課																																	
	賦課変更決定通知書発送				←																													
	例規関連 広域連合条例改正				↓																													
	規則・要綱整備				↓																													
	システム関連 システム改修				↓																													
	広報関連 広報	←																																
	市区町村	徴収関連 納入通知書発送(兼変更決定通知)				←																												
	特別徴収開始依頼				↓																													
	特別徴収中止依頼	←																																
	広報関連 広報	←																																
システム関連 システム改修(標準システム)	←																																	

※
○
●

変更情報の提供

地域により市区町村から送付

軽減対象者向け広報を同封

軽減対象者向け広報

軽減対象者向け広報を同封

広域連合から賦課情報を受理後、11日までに

軽減対象者向け広報

プログラム修正②(特別調整交付金用統計等)

長寿医療制度 特別対策施行スケジュール

主体	業務名称	平成20年 9月 上段(予定)・下段(進捗状況)																														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
広域連合	賦課関連 確定賦課																															
	保険料情報送付(市区町村へ)																															
	賦課決定通知書発送																															
	変更(減額)賦課																															
	賦課変更決定通知書発送																															
	例規関連 広域連合条例改正																															
	規則・要綱整備																															
	システム関連 システム改修																															
	広報関連 広報																															
			軽減対象者向け広報																													
市区町村	徴収関連 納入通知書発送(兼変更決定通知)																															
	特別徴収開始依頼																															
	特別徴収中止依頼																															
	広報関連 広報																															
		軽減対象者向け広報																														
市区町村	システム関連 システム改修(標準システム)																															
			プログラム修正2(特別調整交付金用統計等)																													

長寿医療制度 特別対策施行スケジュール

主体	業務名称	平成20年 10月 上段(予定)・下段(進捗状況)																														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
広域連合	賦課関連 確定賦課																															
	保険料情報送付(市区町村へ)																															
	賦課決定通知書発送																															
	変更(減額)賦課																															
	賦課変更決定通知書発送																															
	例規関連 広域連合条例改正																															
	規則・要綱整備																															
	システム関連 システム改修																															
	広報関連 広報																															
	市区町村	徴収関連 納入通知書発送(兼変更決定通知)																														
特別徴収開始依頼																																
特別徴収中止依頼																																
広報関連 広報																																
システム関連 システム改修(標準システム)																																

プログラム修正2(特別調整交付金用統計等)



広域連合電算処理(標準)システム及び市町村システムの開発について

対 策	年 度	内 容	標 準 シ ス テ ム	市 町 村 シ ス テ ム
低所得者の保険料の軽減(均等割)	20年度	7割軽減者を一律8.5割軽減する。 ※画面・帳票は現行のまま表示し、額のみ8.5割軽減後で表示。	<ul style="list-style-type: none"> ・7割軽減対象者の抽出機能の追加 →異動賦課において、8.5割軽減による保険料の再計算を行う。 ・保険料情報にある更正事由コードを既存の「63:所得の変更」を使用する。 →保険料額変更決定通知書の決定理由に「所得の変更により変更しました」が出力される。 ・統計(特別調整交付金算出用)及び事業統計(軽減割合別)の算出機能追加 ※「内容」欄の画面・帳票 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料即時更正、賦課帳票発行、賦課照会、保険料台帳 ・保険料仮計算書、保険料結果内訳表、保険料試算結果内訳表、軽減該当者一覧表、保険料台帳、月次調定集計表 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合(標準システム)から軽減対象者のCSVデータが提供される(別途、対象者リストも提供することを検討中)。 * PCのソフトなどで検索し、対象者の把握または説明用チラシを保険料額変更決定通知書に同封する際の区分けに使用することを想定。
	21年度	7割軽減者の一部(被保険者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない方)を9割軽減する。 ※画面・帳票も追加する軽減割合で表示	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料情報にある「減額区分」0:非該当、1;7割、2;5割、3;2割に、新たに9割のコードを追加する。 ・減額区分の追加による保険料計算機能の変更 ・保険料額決定通知書及び保険料額変更決定通知書に明記する決定理由を新たに追加する。 →保険料情報にある更正事由コードを新規追加 ・統計(特別調整交付金算出用)及び事業統計(軽減割合別)の算出機能追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料情報IFに均等割軽減の把握のための項目が追加されるため、保険料情報IFの変更に対応し、また、画面・帳票等も併せて対応する。
低所得者の保険料の軽減(所得割)	20年度	所得の低い方(旧ただし書き所得58万円以下)について、一律50%軽減する。(広域連合による判断) ※画面・帳票は現行どおり表示し、額のみ5割軽減後で表示。	<ul style="list-style-type: none"> ・5割軽減対象者(旧ただし書き所得で判定)の抽出機能の追加 →異動賦課において、所得割軽減による保険料の再計算を行う。 ・保険料情報にある更正事由コードを既存の「63:所得の変更」を使用する。 →保険料額変更決定通知書の決定理由に「所得の変更により変更しました」が出力される。 ・統計(特別調整交付金算出用)及び事業統計(軽減割合別)の算出機能追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合(標準システム)から軽減対象者のCSVデータが提供される(別途、対象者リストも提供することを検討中)。 * PCのソフトなどで検索し、対象者の把握または説明用チラシを保険料額変更決定通知書に同封する際の区分けに使用することを想定。
	21年度	所得の低い方(旧ただし書き所得58万円以下)について、50%程度軽減する。(広域連合による判断) ※画面・帳票も追加する軽減割合で表示	<ul style="list-style-type: none"> ・軽減対象者(旧ただし書き所得で判定)について、新たに追加する軽減割合で所得割額を算出するための保険料計算処理の変更 ・保険料情報等への軽減区分、軽減額等の項目追加 ・保険料額決定通知書及び保険料額変更決定通知書の様式変更 ・統計(特別調整交付金算出用)及び事業統計(軽減割合別)の算出機能追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料情報IFに所得割軽減の把握のための項目が追加されるため、保険料情報IFの変更に対応し、また、画面・帳票等も併せて対応する。
特別徴収の選択制(普通徴収への切り替え)	20年度 21年度	被保険者の申請によるが、確実な納付が見込まれる方として市町村が認める場合は、普通徴収ができることとする。	開発なし	[20年度] <ul style="list-style-type: none"> ・手作業管理する場合は、開発なし。 [21年度] <ul style="list-style-type: none"> ・申請情報(届出者、日付、理由等)の管理、決定通知書の発行、前年の情報を引継ぐ機能をシステム管理する(予定)。

※アンダーライン部分は、7月10日頃に標準システムをリリースします。また、21年度開発分は、詳細が確定したいお知らせします。

長寿医療制度における保険料の特別徴収に係る対策(案)

【現行制度の内容】

- 市町村は、長寿医療制度における保険料について、原則として年金から特別徴収することが法律上義務づけられている。
- ただし、災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であるものその他政令で定めるもの※については、普通徴収によることとしている。
- したがって、法律上、特別徴収を被保険者ごとの完全な選択制とすることはできない。

※ 年金額が18万円未満の者 又は
長寿医療制度の保険料と介護保険料との合算額が年金額の1/2を超える者

<参考>高齢者医療確保法第110条において準用する介護保険法第135条第1項

第百三十五条 市町村は、高齢者医療確保法第百十条において準用する前条第一項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る被保険者(災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認めるものを除く。)に対して課する当該年度の保険料の全部(厚生労働省令で定める場合にあつては、その一部)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該通知に係る被保険者が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

【対策の内容】

年金から保険料を徴収されている者については、次のいずれかの要件を満たす場合、申し出により普通徴収に変更することができるものとする。

<要件>

- ① 国保の保険料を確実に納付していた者(本人)が口座振替により納付する場合
- ② 連帯納付義務者(世帯主又は配偶者)がいる者(年金収入が180万円未満の者)でその口座振替により納付する場合